

1. 村土の利用に関する基本構想

1-1. 村土利用の基本方針

(1) 村土利用の基本方針

猿払村（以下「本村」という。）の区域について定める国土（以下「村土」という。）の利用は、村土が現在及び将来における村民のための生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるとともに、村民のための限られた資源であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と地域の発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

したがって、「猿払村まちづくり基本計画」の将来像である『北方に立つ個性と調和の大地 猿払』の実現を目指し、村土の利用にあたっては、「環境・生活基盤の整備」、「産業の振興」を勘案しつつ、本村の豊かな自然と景観を守りながら環境重視の視点による循環型システムと生活環境の整備を図り、地域の活力を生み出すことを基本方針として、誰もが安心で快適な住みよいふるさとづくりを目指すものとします。

(2) 村土利用の現況

①自然

北海道最北部の宗谷支庁のほぼ中央部で、東西 28.6km、南北 34.4kmの広がりと面積 590.00km²を有する本村は、北海道で一番広く、日本で最北に位置する村です。

地形的には東にオホーツク海、西に丘陵性山地を有し、遠大な大地の荒々しい光景、北方の風土独特の河川や沼、広々とした牧草地、冬厳しくも夏優しいオホーツクの海と吹き上げる特有の強い風、幻のイトウの棲息に代表される多様な野生動物など、多面的な顔を持つ豊かな自然環境とその景観は本村ならではの大きな資源となっており、こうした自然環境及び景観を保全する必要があります。

②社会・経済

本村は、大正13年1月に宗谷村から分村して二級町村制を施行し、以来70有余年の歴史をもつ村です。

昭和30年代には8,000人を数えた人口も同40年代に激減を示した後、漁業、酪農業の基幹産業基盤の確立もあり、昭和50年代以降は3,000人台前半で推移してきましたが、若年層の村外流出や少子化等による人口の減少傾向は続いています。

こうした状況の中、本村では、さるふつ温泉や道の駅（サイクリングターミナル）のオープンをはじめとするさるふつ公園の整備、農産物加工施設である牛乳と肉の館の開館や、好調な水産業を支える基盤整備の促進、保健福祉総合センターのオープンなど各種の施策を積極的に展開しながら、平成13年には、新たな視点から21世紀にふさわしい豊かな村の将来像を描き、これを実現するためのまちづくりを進めるため、『北方に立つ個性と調和の大地 猿払』を将来像とする「猿払村まちづくり基本計画」を策定しており、これに即した村土利用に関する行政上の指針が必要となっています。

（3）村土利用を取り巻く時代の潮流

村土の利用を計画するにあたっては、村土利用を取り巻く時代の潮流を考慮する必要があり、出生率の低下による少子化及び高齢化の進行による少子・高齢化の進展、地球規模での環境危機に対する環境重視社会への転換、情報通信の高度化などによる様々な分野でのグローバル化の進展、各々の市町村の自立が求められている地方分権社会の展開など、こうした時代の潮流を視野においた村土の有効利用を図る必要があります。

（4）村土利用における課題

村土が村民のための限られた資源であることを前提として、今後の村土の利用にあたっては、長期的な視点に立ちながら、村土の利用目的に応じた区分ごとの土地需要を調整し、効率的な利用によって村土の有効利用を図る必要があります。

また、自然のシステムにかなった持続可能な村土利用を基本として、治山・治水対策等の充実による村土の安全性を総合的に高めながら、村民の価値観の多様化に適切に対応する安心で快適なゆとりある村土利用の質的な向上を図ることが求められています。

また、本村の村土利用の特徴である西部の丘陵性山地における森林地帯と東部の牧草地帯の豊かな自然環境を保全するとともに、それに調和した農山漁村の適正な形成が求められています。

1－2. 地域類型別の村土利用の基本方向

(1) 農山漁村地域

農山漁村地域については、農林漁業の生産活動の維持・促進を基本とし、優良農用地、森林及び海岸・沿岸域を維持・確保するとともに、豊かな自然を保全しながら、良好な生活環境を形成するための土地利用を図ります。

農用地については、低地での泥炭地対策などの生産基盤整備の促進を図りながら、農地の流動化による農用地の集積、耕作放棄地の発生の抑制などによる効率的な利用を図るとともに、資源循環型農業を促進するため、家畜糞尿などの共同処理施設の整備を図り、家畜糞尿を利用した土づくり・草づくりの普及に努めます。

また、森林の持つ山地災害防止、水源かん養、保健休養等の公益的機能を総合的に發揮しうる持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の確保と整備を図るとともに、海岸域・沿岸域については、漁業やレクリエーション等の場として利用されていることから、自然的・地域的特性を考慮して、土地の保全や景観の維持などに努めます。

さらに、安全で快適な農山漁村の形成に向けて、災害に対する安全性を高め、道路・下水道などの整備、クリーンな牛舎や生産設備の整備などによる生活・生産環境の改善を図るとともに、農山漁村景観の維持・保全に努めます。

あわせて、観光レクリエーション施設が集積している地域については、農地など他の土地利用との調和に配慮しながら交流ゾーンとしての有効利用を図ります。

(2) 自然地域

優れた自然環境を有する地域や野生生物の重要な生息・生育地域、優れた自然の風景地など自然環境の保全を図るべき地域については、適正な保全に努めます。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図ります。

1－3. 利用区分別の村土利用の基本方向

(1) 農用地

農用地については、本村の基幹産業の一つである農業の基本的な生産基盤であり、安定した農業経営の確立に向けて、優良農用地の保全に努めるとともに、農用地の集積化や耕作放棄地の発生の抑制、計画的な生産基盤の整備などにより、生産性の向上及び農用地の効率的な利用を図ります。

また、国土保全やうるおいのある緑地空間など、農用地の持つ多面的な機能が高度に發揮されるよう配慮するとともに、環境負荷の低減に配慮した農業の推進を図ります。

(2) 森林

森林については、国土保全・水資源かん養など森林の持つ公益的機能の向上を図るために、所有者や関係機関との連携を強化し、その積極的な維持・保全に努めながら、これまで失われてきた森林資源の回復のため、民有林の積極的な造林等を計画的に図るとともに、治山施設等の整備を計画的に進めます。

また、村民が自然とふれあう場や子どもたちの環境教育の場など、木材生産にとどまらない森林の様々な活用を適正に図ります。

(3) 原野

原野のうち、自然環境の保全を図る上で重要なものについては、将来的にもその維持・保全を図るものとし、その他の原野については、自然環境を形成する機能への十分な配慮とほかの土地利用との調整を図りつつ、適正な利用を図ります。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川の氾濫、土砂の流出などに対する安全性の確保を図るため、河川における危険箇所の把握や早期改修を推進するとともに、農用地や森林及び水辺地等の適切な維持管理・保全による健全な水循環の確保を図ります。

また、河川などの整備にあたっては、自然環境の保全や周辺環境と調和した快適でうるおいのある親水空間の創出に努めます。

(5) 道 路

一般道路については、村土の有効利用や生活・生産活動を支える基盤であり、村の骨格を構成するものであるため、道路の安全性、快適性等の向上並びに村民の生活環境保全に配慮しながら、必要な用地の確保と計画的な整備を図ります。

また、農道及び林道については、農林業の生産性の向上や農用地・森林の適正な管理を図るため、自然環境をはじめとする周辺環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保と整備を図ります。

(6) 住 宅 地

住宅地については、人口及び世帯数の動向や高齢化の進行などに対応しながら、持ち家取得の促進と新たな定住人口の増加に向けて、自然や景観との調和に配慮しつつ、道路・公園・上下水道などの生活関連施設の計画的な整備を進めながら、計画的かつ適正な住宅地の確保と整備を図ります。

(7) 工 業 用 地

工業用地については、地域経済の活性化や雇用の創出を図るため、周辺の自然環境及び住環境の保全に配慮しつつ、機能の集積化などによる工業の育成・振興を図るとともに、地場產品の高付加価値化や地場資源を活かした起業の促進などによって、拡大が期待される工業生産のために必要な用地の確保を図ります。

(8) その他の宅地

その他の宅地については、商業機能集積地における地域に密着した商業地の形成を図るため、商店街の活性化などによる良好な環境づくりや魅力ある商業の育成を図るための事務所・店舗用地についての確保を図ります。

(9) そ の 他

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設の公用・公共用施設の用地やレクリエーション施設、保養施設等の用地については、多様化する村民ニーズを踏まえながら、環境の保全に配慮した適正な配置を行い、必要な用地の確保を図るものとします。

特に、村民の環境・生活基盤づくりと産業の振興に重点をおいて、利便性と快適性を高めるものとします。